

那覇市立高良小学校 PTA 会則

第一章 総 則

第一条 本会は高良小学校 PTA と称し、事務局を高良小学校に置く。

第二条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 本校児童の父母または父母の代理となる者。
- 2 本校に勤務する教職員。
- 3 本校の趣旨に賛同する者。

第二章 目的及び活動

第三条 本会は会員相互の教養を高め、家庭、学校、社会において児童の健全な育成と福祉の増進をはかることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 家庭と学校の間係を一層密にし、進んで一般社会の協力を得て、児童の健全育成に努める。
- 2 学校地域の教育環境の整備充実をはかる。
- 3 児童に理解ある父母になるように努める。
- 4 会員の教養を高め、かつ、相互の理解と融和をはかる。
- 5 その他必要と認めたこと。

第三章 方 針

第五条 本校は教育を旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為を行わない。
- 3 本会は他のいかなる団体の支配や干渉も受けない。

第四章 役員・委員

第六条 本会は次の役員を置く。

会長 1 人、副会長 5 人以内、書記 1 人、
庶務会計 1 人、相談役 1 人、会計監査委員 3 人以内

第七条 本会に次の役員を置く。

- 1 三役会
会長、副会長、顧問、相談役、必要に応じて各専門部長。
- 2 評議委員会→評議員会
三役、各専門部正副部長、各学年正副委員長
- 3 各部連絡会
三役、各専門部正副部長 (6月・9月→10月・1月)

第八条 本会に顧問を置く。

第九条 役員、委員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が 事故あるときは→職務遂行が難しい場合は その職務を代行する。
- 3 書記は本会の庶務全般を把握し、会の記録にあたる。
- 4 庶務会計は、本会の経理を担当し、管財にあたる。
- 5 会計監査員は年度末及び必要に応じて本会の会計監査を行う。
- 6 評議員は、評議員会を組織し、その任にあたる。
- 7 顧問は、本会のすべての会に席して諮問をうけ、意見を述べることができる。
- 8 部長は、部の運営にあたる。副部長は部長を補佐する。
- 9 学級委員長は、学級 PTA の運営にあたる。副委員長は、委員長を補佐する。
- 10 学年委員長は、学年 PTA の運営にあたる。副委員長は、委員長を補佐する。

※「企画運営委員は、本会運営に関する立案計画をする。」を削除

第十条 役員・委員の選出は、次のとおりとする。(以下「役員等」という)

- 1 会長・副会長は評議員会で選出し、総会の承認を得る。
- 2 書記は教務主任があたる。
- 3 会計は会長が委嘱する。
- 4 会計監査員は評議員会で選出し、総会の承認を得る。
- 5 顧問は、学校及び会長経験者、相談役は教頭があたる。
- 6 各正副部長はそれぞれの部で選出する。なお、会長は正副部長を推薦することができる。
- 7 学級正副委員長と委員（複数可）は学級で選出する。

第十一条 会長・副会長の任期は2ヶ年とし、他の役員などは1ヶ年とする。

ただし、再任を妨げない。なお、途中で脱会する場合は補欠を持って当てる。

補欠によって就任した者は、前任者の残任期間その任にあたる。

第五章 会 議

第十二条 1 総会は本会最高議決機関であり、年1回開催する。必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会の決定事項は、総会参加者の三分の二以上の賛同をもって決定する。

2 総会は次の事項を審議決定もしくは承認する。

イ 会則の改正 ロ 役員承認 ハ 決算承認

ニ 予算の審議決定 ホ その他必要なこと

第十三条 1 評議員会は総会に次ぐ決定機関として第三条の目的達成のため、総会による決定事項以外のすべての案件を審議決定することができる。

2 評議員会は、会長が必要と認めるとき収集し、開催する。

- 第十四条 三役会は次の事項を計画実施する。
- 1 年間行事・事業計画の企画運営
 - 2 各専門部の行事・事業の調整
 - 3 総会・評議委員会→評議員会に提出するすべての案件についての審議
 - 4 各種団体との連絡・連携
 - 5 その他

第六章 専門部の設置とその活動

第十五条 本会は第三条の目的を達成するため、次の専門部を置く。

- 1 総務部
講演会、研修会の企画、運営
- 2 広報部
広報に関すること
- 3 家庭教育部
生活リズムや家庭教育などに関すること
文化教養に関すること
- 4 保健体育部
保健及び体育の増進並びに会員相互の親睦と健康増進のための行事に関すること
- 5 健全育成部（スクールゾーン委員会）
校外における生活及び安全指導並びに、教育環境の整備に関すること
スクールゾーン内における交通指導に関すること
朝の交通安全名簿→マップの作成
- 6 環境整備部
学校環境の整備美化及び、学校施設の改善充実にに関すること
- 7 こども会
こども会を主体とした、地域の交流を深め子ども会活動を活発にするスクールゾーン委員会と協力し、朝の交通安全指導名簿の作成

※「ベルマーク委員会」の業務を削除。クラス委員に業務を移行したため。

第十六条 各専門部の部員は、選択制で行い、1人の児童に対して在籍中に部員を担当する。
→各専門部の部員は、児童が在籍中は部員を担当する。また、兄弟で在籍中は兄弟の学年のどれか専門部を選択できる。

第七章 下部組織及び特別委員会

第一七条 本会に次の下部組織を置く。

学年 PTA 学級 PTA

第一八条 各下部組織は、本会足第三条の目的にうけて組織の実態に立ち活動する。

第一九条 こども会については、別の細則を作り、その組織活動について示す。

第二十条 本会は必要に応じて特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員は会長が指名する。

第八章 会計

第二十一条 本会の活動に要する経費は、会費及び寄付金、その他の収入によってあてる。

第二十二条 会費は所帯当たり月額500円とする。ただし特別会費設定することができる。

第二十三条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第二十四条 本会の会計は会計監査委員会の監査を得て承認を得なければならない。

第二十五条 この会則に定めるものの外、必要事項は別に規定する。

第九章 表彰

第二十六条 次に掲げる事項に該当する者を三役会で選考し、評議員会の承認を得、総会で表彰する。

- 1 評議委員として三年以上積極的に活動した者。
- 2 その他、本会活動のために積極的に活動、協力した者。

第十章 予算

第二十七条 予算を支出するには、会長または副会長の承認を得なければならない。

第二十八条 年度支出額を超えて予算を支出することは出来ない。但し収入予算の増があった場合はその範囲内において、年度支出予算総額を超えて支出することが出来る。

第二十九条 予算の支出は、会計年度末までに行うことを原則とする。但し、やむを得ず繰り越し支出する場合は、会長の承認を得なければならない。

本会則は昭和58年4月1日から実施する。

この会則の変更を昭和60年5月25日より実施する。

この会則の変更を昭和62年5月23日より実施する。

この会則の変更を平成4年6月6日より実施する。

この会則の変更を平成6年6月6日より実施する。

この会則の変更を平成12年6月3日より実施する。

この会則の変更を平成15年6月6日より実施する。

この会則の変更を平成16年5月26日より実施する。

この会則の変更を平成18年6月5日より実施する。

この会則の変更を平成19年6月3日より実施する。

この会則の変更を平成20年5月23日より実施する。

この会則の変更を平成21年6月8日より実施する。

この会則の変更を平成22年6月7日より実施する。

この会則の変更を平成23年6月6日より実施する。

この会則の変更を平成25年5月26日より実施する。